○総務省告示第百四十六号

地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）第三十六条第二項第二号並びに地方公務員災害補償法施行規則（昭和四十二年自治省令第二十七号）附則第三条の二第一項及び第二項並びに附則第五条の規定に基づき、平成四年自治省告示第五十九号（地方公務員災害補償法第三十六条第二項第二号並びに地方公務員災害補償法施行規則附則第三条の二第一項及び第二項並びに附則第五条の規定に基づき総務大臣が定める率を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十二年四月一日

総務大臣　原口　一博

別表第一及び別表第二中

「

平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで	一・〇〇
平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで	一・〇〇

」を

「

平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで	一・〇〇
平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで	一・〇〇

」に改める。

附　則

1　この告示は、平成二十二年四月一日から施行する。

2　この告示による改正後の規定は、平成二十二年四月一日以後に支給すべき事由が生じた遺族補償一時金及び障害補償年金差額一時金について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた遺族補償一時金及び障害補償年金差額一時金については、なお従前の例による。

○総務省告示第百四十七号

地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）第三十条の二第一項の規定に基づき、平成八年自治省告示第九十五号（地方公務員災害補償法第三十条の二第一項の規定に基づき総務大臣が定める金額を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十二年四月一日

総務大臣　原口　一博

本則の表常時介護を要する状態の項中「十万四千九百六十円」を「十万四千七百三十円」に、「五万六千九百三十円」を「五万六千七百九十円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「五万二千四百八十円」を「五万二千三百七十円」に、「二万八千四百七十円」を「二万八千四百円」に改める。

附　則

1　この告示は、平成二十二年四月一日から施行する。

2　この告示による改正後の規定は、平成二十二年四月一日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。

○総務省告示第百四十八号

地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第二十九条の二第二項及び第四十一条第四項並びに地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十八号）第八十三条の規定に基づき、昭和六十一年自治省告示第六十五号（地方公務員等共済組合法第百十三条第三項等の規定により地方公共団体が負担する費用に関する件）の一部を次のように改正する。

平成二十二年四月一日

総務大臣　原口　一博

「平成二十一年度」を「平成二十二年度」に、「千分の三十二・一」を「千分の三十四・一」に改める。

○総務省告示第百四十九号

地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第六十五条第四項及び地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十八号）第八十二条第三項の規定に基づき、昭和六十一年自治省告示第六十六号（地方公務員等共済組合法第百十三条第三項等の規定により地方公共団体が負担する地方団体関係団体の職員に係る費用に関する件）の一部を次のように改正する。

平成二十二年四月一日

総務大臣　原口　一博

「平成二十一年度」を「平成二十二年度」に、「千分の三十二・一」を「千分の三十四・一」に改める。

○総務省告示第百五十号

地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）附則第七十三条第二項及び第三項の規定に基づき、昭和四十八年自治省告示第七十二号（地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法等の規定により地方公共団体等が負担する追加費用に関する件）の一部を次のように改正する。

平成二十二年四月一日

総務大臣　原口　一博

別表第一中

「

地方職員共済組合		88.5/1000
公立学校共済組合	義務教育職員	110.9/1000
	その他の教職員	65.7/1000
警察共済組合		87.7/1000
東京都職員共済組合		65.5/1000
札幌市職員共済組合		33.3/1000
川崎市職員共済組合		41.9/1000
横浜市職員共済組合		43.4/1000
名古屋市職員共済組合		75.8/1000
京都市職員共済組合		91.7/1000
大阪市職員共済組合		88.5/1000
神戸市職員共済組合		76.9/1000
広島市職員共済組合		36.5/1000
北九州市職員共済組合		81.0/1000
福岡市職員共済組合		40.3/1000
市町村職員共済組合		50.2/1000
都市職員共済組合		

」を

「

地方職員共済組合		118.5/1000
公立学校共済組合	義務教育職員	140.6/1000
	その他の教職員	81.6/1000
警察共済組合		91.1/1000

」に改める。